

第1部 最高裁のウラ金

—明白な憲法違反の裁判官の統制と国民欺きの実態—

目 次

第1章 はじめに

裁判がおかしい

裁判は本来単純明快で簡単なものである。

なぜ裁判所は本当の裁判をしないのか。

第2章 最高裁はなぜ真実の裁判をしないのか

それだけでなく、なぜ裁判官を統制して真実の

裁判をさせないのか。

1、安保体制と裁判

裁判官統制の必要性の第1の理由

第3章 官僚主導と裁判

裁判官統制の必要性の第2の理由

第4章 大企業の業界協調と裁判

裁判官統制の必要性の第3の理由

第5章 小ズルイ裁判官による便乗の不当裁判

裁判官の能力判定基準は処理の速さだけであること

ること

第6章 最高裁による裁判官の統制の実態

1、自律的統制と他律的統制

2、自律的統制の実態

① 月給（報酬）による統制

② 転勤による統制

③ 趨勢の先取り競争

3、最高裁が裁判官をヒラメ化出来る根拠

4、裁判官の統制は憲法違反

第7章 最高裁のウラ金

1、統制によって浮いた金をウラ金とする最高裁

—国民騙しの工作資金作り—

2、行政権力、最高裁、会計検査院結託の最高裁のウラ金

3、最高裁のウラ金は世間ではどのように論じられているか

4、ウラ金を許していて、真の「主権在民」が果たせるのか

第8章 最高裁へ情報公開請求

1、情報公開法と最高裁

2、国民を騙すことなど朝メシ前の最高裁

3、万単位の主権者による最高裁に対する開示請求、開示訴訟